

2025年4月1日

有料職業紹介手数料表

弊社は人材紹介手数料に関し、下記の内容で厚生労働大臣に届出を行い、受理されております。実際に適用する手数料につきましては、契約書等により下記の範囲内で定めた手数料を適用させていただきます。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	無
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】 (求人者及び求職者に対する専門的なアドバイスの提供)	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%</u> (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%</u> 手数料負担者は求人者とします。

※返戻金制度

求職者が就業して1ヶ月未満に退社した場合…………… 手数料額の80%

求職者が就業して3ヶ月未満に退社した場合…………… 手数料額の10%

許可番号 13 - ユ - 120044

事業所の名称 株式会社クレイブ

所在地 東京都墨田区錦糸1-1-5 Aビル5F

許可番号 13-ユ-120044

許可年月日 平成 13年 3月 1日

有料職業紹介事業許可証

(氏名又は名称) 株式会社クレイブ

(所在地) 東京都墨田区錦糸1-1-5

上記の者は、職業安定法第30条第1項の許可を受けて、下記のとおり有料職業紹介事業を行う者であることを証明する。

令和 6年 3月 1日

厚生労働大臣

武見敬三



記

1 取扱職種の範囲等

全職種

国内

名称 株式会社クレイブ

2 事業所の

所在地 東京都墨田区錦糸1-1-5 Aビル5F

3 許可の有効期間 令和 6年 3月 1日から令和 11年 2月28日までとする。